

しらかみ終活相談所連絡先とアクセス

- 能代駅前相談所 相談日：月・水・金曜日 10:00~15:00

※第2、第4水曜日は定休日です。

- 住所 〒016-0831 秋田県能代市元町 3-11

能代市民プラザ 2階

- 電話・ファックス

TEL:0185-74-6461 FAX:050-3730-2788

メール: syukatsu@as-ebisuya.com

- ホームページ

<https://as-ebisuya.com>



しらかみ終活相談所

検索

ご挨拶

当相談所では、福祉型信託の信託スキーム組成を行うほか、成年後見人の引受けを承っております。また、当相談所の活動にご賛同いただける皆さまからの作業協力やご支援、各業界の皆さまには業務提携などのご協力をお願いする予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

福祉型信託 つて+ニ?



NPO 法人 しらかみ終活相談所



平成 16 年 19 年と信託業法の改正が施行され、民事信託が身近なものになりました。そこで、民事信託の一つである「福祉型信託」でどのようなことができるのかを、事例を交えてご紹介します。

事例 1

ともに 70 歳代のご夫婦の事例です。ご主人はやがて自分が認知症になったら、妻は私の世話をするために、自分の好きなこともできない状態になってしまうだろうと、「任意後見契約」を結び、認知症になったら身上監護や財産管理をお願いする第三者の後見人を準備しておきました。

★ところがこんなことに・・・

ところが、ご主人が認知症と認定され、予定通り後見人が選任された途端、奥様の生活は一変してしまいました。これまで自分が管理していたご主人の年金が入ってこなくなってしまったのです。自分の年金だけでは暮らしていけない！こんなはずじゃなかった・・・



この話は実際に起こった事例で、2019 年に NHK でも取り上げられました。後見人は家庭裁判所によって選任され、認知症になった人の不動産や現預金などすべての財産を管理します。一方で後見人の報酬は、管理する財産の額に応じて家庭裁判所が決定するため、後見人はご主人の年金を奥様に渡すことに消極的な場合が少なくありません。福祉型信託を活用することで、このようなことを防ぐことができます。 次へ⇒



福祉型信託で奥様の生活を守る

認知症対策

福祉型信託では、ご主人が元気なうちに、所有財産から奥様の生活を守る財産を信託財産として分別管理します。信託財産は、ご本人が亡くなった場合でも相続財産とはなりません。(≠ここが大きな特徴)

ご主人が認知症と認定されたときから、奥様には毎月決まった給付金が信託財産から支払われるようになります。また、奥様に介護が必要になったときや、入院するときなどの急な出費も給付されます。

事例 2

相談者 A さん(80 歳)には障害を持った子ども(50 歳)がいます。A さんの配偶者はすでに他界しています。A さんは高齢になってきていて、自分の今後の健康状態も不安でしたが、自分が死んだ後の子どもの生活について、非常に心配されていました。A さんは自分の所有している財産を将来子どもに管理させることは避け、第三者にその管理を任せ、自分と子どもが定期的に生活費の給付を受けられるようにしたいと考えていました。

福祉型信託で家族の生活を守る

親なきあとと支援

A さんには信頼できる甥 B さんがいました。A さんの所有する財産から、年金受給口座以外の財産を B さんに信託し、
① A さんに毎月の生活費を給付する。② A さんが認知症になって判断力が無くなったり、亡くなった場合には、A さんの子どもに毎月同額を給付する。などを信託契約として締結しました。また、③ A さん、子どもともに亡くなった場合の残余の財産は、生前お世話になった社会福祉協議会へ寄付することも契約書に盛り込みました。



「親なきあと」と福祉型信託

「親なきあと」問題解決の支援には成年後見制度と民事信託の組合せが良いとする意見が多く寄せられていました。また、多くの士業の先生からも、この組合せの有効性が言われていましたが、信託の設定(信託契約)が複雑なこともあり、まだまだ一般的になっていません。しらかみ終活相談所は 2019 年に「親なきあと相談室」の一員として登録され、「親なきあと」支援に全力で取り組んでいます。皆さんが抱えている問題や不安など、どうぞ何でもご相談ください。



このように福祉型信託は、高齢者や障がい者のいる家族のための民事信託とすることができます。その他、民事信託には「ペット信託」、「相続対策信託」、「同性愛支援信託」など様々な活用が期待され、実際に動き出しています。

《相談員》

◎ファイナンシャルプランナー

藏本 光喜(くらもと こうき)

日本 FP 協会秋田支部所属 | 相続対策、保険見直し、老後生活資金対策、福祉型信託、改葬・墓じまいほか FP として各種相談に応じています。



日本FP協会会員

◎行政書士

戎屋 鉦希(えびすや こうき)

(一社)コスモス成年後見サポートセンター
秋田県支部所属 | 成年後見人、生前契約、遺言書
相続関係、許認可申請等お任せください。



一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター